

設問番号	(1)
解答又は 解答例	評価の観点 わが国の法体系における租税法律主義の位置づけ、必要性、租税法の体系、課税要件法定主義の内容、課税要件明確主義の内容などに関する理解の程度を評価する。 解答作成上のポイント ● 憲法 84 条の趣旨 ● 租税法の体系、ならびに租税法と政令、省令および通達との関係 ● 課税要件法定主義の意義と必要性。具体例の記載があれば加点する。 ● 課税要件明確主義の意義と必要性。具体例の記載があれば加点する。
出題の意図	租税法の立法・解釈の基礎となる租税原則のうちの租税法律主義に関する理解を問う問題である。

設問番号	(2)
解答又は 解答例	評価の観点 法人税法 74 条 1 項に規定するいわゆる確定決算主義の意義、必要性、効果などに関する理解の程度を評価する。 解答作成上のポイント ● 法人とくに会社の課税所得計算は、自己完結的に行われるのではなく、企業会計を前提として、そこで確定した決算を基礎として租税法で求められる修正を加えて行われるという、企業会計準拠性 ● 会計上の利益から課税所得を算定する申告調整手続の内容 ● 納税者において二重記帳・計算の二度手間を排除でき、課税当局において申告調整に調査資源を集中でき、税制立案当局において企業会計と異なる部分に関してのみ租税法に規定を設ければよい、といった課税の便宜性 ● 確定決算主義の効果として企業会計と課税所得の乖離を小さくすることによる税制に関する政治コストの節約
出題の意図	法人の課税所得計算方法の基本的な考え方である確定決算主義に関する理解を問う問題である。

設問番号	(3)
解答又は 解答例	評価の観点 納付すべき消費税額の計算における仕入税額控除の意義、必要性および課題に関する理解の程度を評価する。 解答作成上のポイント ● 仕入税額控除の意義と必要性。特に税の累積を排除するための手法であり、その

	結果、消費税が付加価値税としての性格を帯びることの説明を重視する。 ● 課税仕入に係る消費税額の計算方法の説明。積上げ方式が原則で、割戻し方式が特例であることの説明があれば加点する。 ● 事業者の課税売上高に応じて、全額控除方式、個別対応方式および一括比例方式があることの説明。課税売上割合の計算方法に関する説明があれば加点する。 ● 仕入税額控除制度の問題点（制度の複雑さ、不正の危険性、全額控除制度を使った租税回避の余地、中立性の歪みなど）
出題の意図	消費税法における仕入税額控除の意義、必要性および計算方法に関する理解を問う問題である。